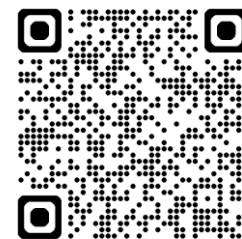


～《地共済大阪府支部》マイナ保険証への移行に係る周知 第4弾～  
**令和6年12月2日以降の受診方法について**



資格確認書交付申請  
 は[こちら](#)から



今年の12月2日をもって組合員証・被扶養者証(以下、「組合員証等」という)の新規発行が廃止され、保険証利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という)を利用することが基本となる仕組みに移行されています。

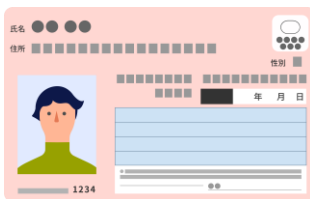
12月2日以降、医療機関等の受診方法は以下の4パターンとなります。

## 1. マイナ保険証

健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード

### 【健康保険証利用の登録方法】

- ・医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ・「マイナポータル」
- ・セブン銀行ATM



注:医療機関等のカードリーダーの不具合等でマイナ保険証が使用できない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提示することで、受診することができます。

## 2. 組合員証等

令和6年12月1日までに交付された組合員証・被扶養者証

令和7年12月1日まで有効

注:組合員証等の再発行は行いません。  
 マイナ保険証を利用できない方で、組合員証等を紛失・破損した場合は、地共済大阪府支部HPから資格確認書の交付申請をしてください。(右上のQRコードからも申請できます)



## 3. 資格確認書(A4版)

令和6年12月2日以降交付される、  
 組合員証等の代わりとなるもののA4版

### 【交付対象】

①マイナンバーカードの紛失等で一時的にマイナ保険証が使用できない旨の申請があった場合

#### 《申請方法》

- ・資格取得時や被扶養者申告時に個人番号報告書に記載し、支部に提出
- ・地共済大阪府支部HPから申請  
 (右上のQRコードからも申請できます)

②資格取得時や被扶養者認定時に、被保険者等情報データ登録が完了するまで時間を要すると見込まれる場合(※)

(※)該当する方は、資格取得・被扶養者認定時に資格確認書(A4版)を送付します。

## 4. 資格確認書(カード型)

令和6年12月2日以降交付される、  
 組合員証等の代わりとなるもののカード版

### 【交付対象】

①令和6年12月1日までの加入者でマイナ保険証をお持ちでない方(※)

(※)該当する方は、R7.12.1までに職権にて交付(申請不要)します。

②令和6年12月2日以降の加入者でマイナ保険証が利用できない旨の申請があった方


#### 《申請方法》

- ・資格取得時や被扶養者申告時に個人番号報告書に記載し、支部に提出
- ・地共済大阪府支部HPから申請(右上のQRコードからも申請できます)

～《地共済大阪府支部》マイナ保険証への移行に係る周知～  
**令和6年12月2日以降の受診方法等について**



《医療機関等の受診が可能なもの》

名称等	発行主体等	限度額適用認定証	備考
<b>組合員証</b> ・令和7年12月1日まで使用可	<b>地共済</b> ・令和6年12月2日以降、理由を問わず発行していません。	別途必要	
<b>マイナ保険証</b>	《マイナンバーカードの発行》 ・住民票のある市区町村 《健康保険証としての利用登録》 ・市区町村(マイナンバーカード発行時等) ・医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダー ・マイナポータル ・セブン銀行ATM	不要  医療機関等の顔認証付きカードリーダーで受付けしたときに、限度額適用認定情報を医療機関等に提供するかどうかの確認を求められます。	顔認証付きカードリーダーの故障等でマイナ保険証が使用できないときは、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診可能
<b>資格確認書(A4版)</b> ・有効期間は資格登録等に要すると見込まれる期間	<b>地共済</b> ・新たに組合員資格や被扶養者資格取得時など、資格登録等に時間を要する場合に暫定的に発行します。	別途必要	
<b>資格確認書(カード型)</b> ・有効期間は発行年度の5年度後の3月末(最長5年以内)	<b>地共済</b> ・マイナ保険証が使えない方などに発行(※)します。  ※ 令和6年12月1日現在の組合員等の方は、令和7年12月1日までに地共済で職権により発行し、お届けします。 ※ 令和6年12月2日以降に新たに組合員や被扶養者となられた方は、地共済に申請(資格取得届時又は別途支部HP)が必要です。	別途必要	資格確認書交付申請は <a href="#">こちらから</a> 

既にマイナンバーカードを保有の方はこちら

《その他の交付物 ※単独で医療機関等の受診はできません》

名称	発行・目的	備考
<b>資格情報のお知らせ</b>	<b>地共済</b> ・マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていないため、組合員証廃止後の給付金申請などで使用していただくことなどを目的に、すべての組合員・被扶養者に対して、個人単位で発行します。	※ 令和6年12月1日現在の組合員等には発行発送済(一部発行発送中) ※ 令和6年12月2日以降の組合員等には資格認定時に随時発行  ～ マイナポータルでも確認可能です ～